

平成29年(健)第5874号

平成30年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による任意継続被保険者の資格取得の申出の承認を求めるということである。

第2 事案の概要

本件の事案の概要は以下のとおりである。

- 1 請求人は、a社を適用事業所とする健康保険の被保険者であったが、平成○年○月○日に健康保険の被保険者資格を喪失し、平成○年○月○日(受付)、日本年金機構○○事務センター(以下「○○事務センター」という。)に対し、健康保険任意継続被保険者資格取得申出書(以下「本件申出書」という。)を提出して、健康保険の任意継続被保険者の資格取得の申出(以下「本件申出」という。)をした。
- 2 ○○事務センターは、平成○年○月○日付けの「書類の返送について」と題する書面を添付して、請求人から送付された本件申出書等の書類を請求人宛てに返送した(この事実の認定については、後記「理由」欄第2の1記載のとおりである)。
- 3 本件申出書には、平成○年○月○日付けの○○事務センターの受付印のほか、同月○日付けの全国健康保険協会(以下「協会」という。)b支部の受付印及び同月○日付けの協会c支部の受付印が押印されている。
また、請求人名で、同月○日(受付)、協会b支部に対し、健康保険任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書が提出された。
- 4 協会c支部長は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「さきに提出のあり

ました、健康保険任意継続の申請の遅延の理由については、健康保険法第37条第1項の正当な理由であると認められませんでしたので通知します。」として、請求人の本件申出を承認しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 5 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法第3条第4項によれば、「任意継続被保険者」とは、「適用事業所に使用されなくなったため、……被保険者……の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して2月以上被保険者……であったもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となった者をいう。」とされ、同法第37条第1項には「第3条第4項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならない。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。」と規定されている。
- 2 本件の場合、協会c支部長が、請求人の任意継続被保険者の資格取得の申出は健保法第37条第1項に定める申出期間を経過した後にされたものであり、申出の遅延について正当な理由があるとは認められないとして原処分をしたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人の本件申出が健保法第37条第1項に定める申出期間内にされたと認められないかどうかであり、これが認められない場合には、さらに、本件申出の遅延について、同項ただし書所定の正当な理由があると認められないかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 請求人は、〇〇事務センターは本件申出書等を請求人に返送しておらず、請求人に知らせることなく協会b支部に回送した旨主張するので、この点について検討する。

(1) 本件記録によれば、前記「事実」欄第2に記載の事実のほか、以下の各事実が認められる。

ア 〇〇事務センターが本件申出書等を請求人宛てに返送した際に添付した平成〇年〇月〇日付けの「書類の返送について」と題する書面から、関係部分を摘記すると、以下のとおりである。

さて、送付頂きました下記書類ですが、〇〇事務センターでは取扱い出来ません。住所地管轄の健康保険協会に提出して頂けますよう、ご返送させていただきます。

なお、送付しました書類の種類、枚数等が相違している場合は大変恐れ入りますが、下記まで早急にご連絡をお願い致します。

記

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書：1通
2. 市県民税課税証明書：1通

イ 請求人名義で平成〇年〇月〇日付けで作成され、協会b支部が同月〇日に受け付けた健康保険任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書から、「遅延理由」欄の内容を記載すると、以下のとおりである。

本来、任意継続被保険者資格取得申出書は全国健康保険協会宛に提出しなければいけなかった所、年金事務所に誤って送付してしまった。

そのため、書類返送が平成〇年〇月〇日となり、申請が遅れてしまいました。

申し訳ございませんでした。

(2) 以上によれば、上記イの書面は、そ

の内容からみて請求人又はその関係者が作成したものと推認され、これと上記アの書面とが本件申出書と共に協会b支部に送付されたことからすると、本件申出書は、一旦請求人に返送され、その後改めて協会b支部に送付されたものと認めるのが相当である。したがって、請求人の上記主張は採用することができない。

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 健康保険の任意継続被保険者の制度は、適用事業所に使用されなくなったこと等のため被保険者資格を喪失した者は本来は国民健康保険の被保険者となるべきところ、従前同様、当該被保険者であった者とその扶養家族に生じた新たな医療費負担を、従前の事業主とその被用者に引き続いてさせるという側面を有する例外的な制度である。そして、健保法第37条第1項が、被保険者資格を喪失した者に任意継続被保険者の資格取得の申出を許すとともに、その申出期間を資格喪失日から20日間と限定したのは、申出期間を長期とすると、一旦成立することとなる国民健康保険の法律関係との整合性が取れなくなるとともに、保険事故が発生してから申出に及ぶ例も多くなり、危険の分散と相互扶助の原理の上に成立する健康保険の健全な発達と運営を期することができなくなることから、そのような事態を防止するためであると解することができる。そうすると、健保法第37条第1項にいう「正当な理由」とは、社会通念に照らして、その申出の遅延が許容されるべきものと判断されるような特段の理由に限定されるべきものと解するのが相当である。そして、保険者においては、「正当な理由」とは、「天災地変の場合など、交通、通信関係のスト等によって法定期間内に届出ができなかった場合が考えられる。」(昭和24年8月11日保文発第1400号通知)としており、申

出人にはどうすることもできない客観的な事情による場合であって、期間経過の責めを申出人に帰すべきでないか、帰することがあまりにも苛酷と判断される場合をいうものと解されているところである。

- (2) 本件において請求人が健康保険の被保険者資格を喪失したのは平成〇年〇月〇日であるが、請求人の作成した本件申出書が保険者である協会で受け付けられたのは、本件申出書に押印された協会b支部の受付印から、同月〇日であると認められるので、本件申出は請求人が被保険者資格を喪失した日から20日以内という申出期間を経過した後にはされたものである。

請求人は、別紙1及び別紙2において、本件申出書は〇〇事務センターで平成〇年〇月〇日付けの受付印が押印され、その後、請求人に返送されることなく、協会b支部に回送されたのであるから、本件申出書の受付日は請求人が被保険者資格を喪失した日から20日以内である同年〇月〇日とみなすべきであると主張する。しかしながら、請求人の主張する事実の経過であると認められないことは上記1のとおりである上、健保法第3条第4項は任意継続被保険者となるには保険者に申し出ることと規定しているところ、請求人が加入していた健康保険の保険者は協会であり、日本年金機構に本件申出を受理する権限はないから、〇〇事務センターが本件申出書を受け付けた日をもって協会が本件申出書を受理したものとみなすことはできない。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は提出先を誤ったものの20日間の申出期間内に本件申出を行っており、協会が本件申出書を受け付けた日も申出期間から5日遅れたのみであるが、前記(1)のみた健保法が申出期間を20日間という短期間に限定した趣旨に鑑みると、申出期間遵守の

点は一律公平な取扱いをするほかになく、これを柔軟に取り扱い、本件申出を申出期間内の申出とみなすことはできないといわざるを得ない。

- (3) 次に、請求人が、健保法第37条第1項所定の申出期間を経過した後に本件申出をしたことに正当な理由があるかどうかについて検討する。請求人が平成〇年〇月〇日付けで作成した健康保険任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書には、「年金事務所に誤って送付してしまった」と記載してあるが、請求人において通常の注意を払えば、本件申出書を正当な送付先に送付することができたものといえ、本件記録からは、請求人が本件申出書の提出先を誤ったことについて、請求人にはどうすることもできない客観的な事情による場合であって、期間経過の責めを申出人に帰すべきでないか、帰することがあまりにも苛酷と判断される場合に該当すると認められるような事情は見受けられないから、健保法第37条第1項に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。

請求人は、別紙2において、本件申出書が直接請求人に返送されていれば、被保険者資格の喪失日から20日以内に協会c支部宛てに本件申出書を提出することも可能であったと思われると主張しているが、本件申出書が請求人に返送されたことは上記のとおりであり、そもそも遅延の原因は、請求人が提出先を誤って本件申出書を提出したことにあるのであり、本件申出の遅延の責めを第三者である〇〇事務センターの対応に帰することはできない。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- (4) 以上のとおりであるから、請求人は健保法所定の申出期間内に本件申出をしたとは認められず、また、請求人が上記の申出期間内に本件申出をすることができなかったことについて正当な

理由があると認めることもできない。
したがって、請求人の本件申出を承認
しなかった原処分は適法かつ妥当で
あって、これを取り消すことはできな
い。

以上の理由によって、主文のとおり裁決す
る。